

平成 25 年 9 月 9 日

奈良県環境審議会
会長 花田 真理子 殿

奈良県環境審議会
環境影響評価審査部会長 高橋 隆博

二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書についての意見について（報告）

平成 25 年 7 月 2 日付け環政第 187 号により本審議会に諮問のあった標記の件について、平成 25 年 7 月 25 日、同年 8 月 20 日、同年 9 月 9 日の 3 回にわたり審議を行い、下記のとおり意見を取りまとめましたので、報告します。

記

1. 大気質について

周辺地域への影響を回避するため、工事計画による対応のみならず、風向きや気象条件等の影響にも配慮し、住居地域へばいじんが集中した場合には、操業を停止して状況を観察する等の柔軟な対策を打ち出すこと。

2. 悪臭について

臭気発生源を定期的に把握するため、事業地周辺の巡回等を行い、状況を公開すること。

3. 騒音・振動について

ア 原石の採取等における騒音・振動の評価において、整合を図る基準又は目標としては「特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準」ではなく、「特定工場等において発生する騒音・振動の規制基準」を適用することを基本とし、予測結果等を再評価すること。

イ 事業実施区域から発生する騒音・振動・低周波音について、環境基準を超過する等の懸念があることから、当該箇所での予測・評価を行い、事業による影響が認められる場合には、環境保全措置を検討すること。

ウ 運搬車両の通行について、環境への負荷が少ないルートを使用するよう努め、騒音・振動・走行台数について事後調査を行うこと。調査の結果、環境への影響が認められる場合には、盛土計画の再考などにより、車両台数を削減する等の措置を講ずること。

4. 水質について

降雨時の浮遊物質量の調査結果において、3,300 mg/L と非常に高い値が観測されている。準備書に記載された環境保全措置及びその効果についての事後調査を実施し、効果が不十分な場合には必要な措置を講ずる等、安全性の確保に努めること。また、下流への濁水長期化が生じないよう、十分に配慮すること。

5. 動植物について

ア 修景緑化は、外来種の排除等の適切な維持管理を行うとともに、周辺の生態系に影響を与えないよう配慮すること。地域の生物多様性の保全に向けて、修景緑化に用いる樹木については、在来種を採用することはもとより、種の遺伝的多様性にも配慮すること。

イ 消失率が低い植物であっても、希少種や個体数が限られている植物は移植等の対策が必要である。移植等の保全対策を考えるための根拠資料を整理するとともに、移植データを残しながらモニタリングを行っていくこと。

ウ 注目種、予測対象種、保全措置対象種の選定経過をより詳細に記載すること。

6. 景観について

- ア 眺望点や景観資源そのものを改変しなくても、周辺を改変することで景観資源の価値が下がることから、景観については十分に配慮されたい。
- イ 事業地周辺の二次的な森林から成る里山的景観への影響にも配慮し、可能な範囲で早期の緑化や樹木の適切な維持管理を行うこと。

7. 廃棄物について

建設汚泥を修景盛土材の原料とすることから、その量を予測すること。また、修景盛土材の環境基準と強度基準を確保するための試験を実施し、その記録を保存すること。また、表廃土石についても場内使用量を明確にすること。